



日田市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

| | |
|--------|-------------------|
| 指定管理者名 | 隈まちづくりセンター管理運営協議会 |
| 対象業務 | 隈まちづくりセンター管理運営業務 |
| 対象施設 | 隈まちづくりセンター |
| 所管課 | 都市整備課 |

令和6年1月10日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

1 監査の対象

令和5年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出した。

| | |
|--------|-------------------|
| 指定管理者名 | 隈まちづくりセンター管理運営協議会 |
| 対象業務 | 隈まちづくりセンター管理運営業務 |
| 対象施設 | 隈まちづくりセンター |
| 所管課 | 都市整備課 |

2 監査の期間 令和5年12月4日から令和6年1月9日まで

3 監査の場所 監査委員事務局、隈まちづくりセンター

4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和4年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員からの説明

聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により、実施した。

6 監査の結果

(1) まえがき

監査の結果については、概ね財政援助の目的に沿って実施されていたが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和6年1月26日（金）までに所管課より改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討、改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

(2) 指定管理者の概要

| | |
|--------|---|
| 名称・代表者 | 隈まちづくりセンター管理運営協議会 会長 草野 圭次 |
| 所在地 | 日田市隈町2丁目2番1号 |
| 設立年月日 | 平成13年3月 |
| 目的 | 「隈まちづくりセンター」を、隈のまちづくり活動の拠点及びまちのシンボルとなるよう、地元住民が主体となって管理することを目的とする。 |

(3) 指定管理業務の内容

- ①センターの利用及び附属施設の貸出しの許可に関する業務
- ②センターの利用に係る料金に関する業務
- ③センターの案内に関する業務
- ④センターの施設及び設備の維持管理に関する業務。ただし、大規模な修理を除く。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が定める事務

(4) 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

(5) 令和4年度の指定管理料 598,000円

(6) 令和4年度の収支状況

(単位：円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|---------|---------|---------|---------|
| 指定管理委託料 | 598,000 | 委託料 | 140,250 |
| 利用料金収入 | 97,800 | 人件費 | 92,400 |
| 預金利息 | 8 | 需用費 | 3,470 |
| 前年度繰越金 | 50,477 | 役務費 | 67,276 |
| | | 光熱費 | 285,321 |
| | | イベント経費等 | 30,500 |
| 合 計 | 746,285 | 合 計 | 619,217 |

(7) 事業の執行状況

隈まちづくりセンター管理運営協議会は、平成13年3月に設立され、地元の要望により市が保存整備した隈まちづくりセンターである黎明館を、隈のまちづくり活動拠点施設として管理運営している。

黎明館は、大正5年に大分銀行日田支店として建てられた洋風建築物で、昭和18年より濱田医院の所有を経て、平成11年に市が購入し、平成13年4月に隈まちづくりセンター黎明館として開館したものである。

さらに黎明館は、その歴史に加え、全国に残る明治・大正・昭和戦前の近代建築物として希少性も注目されており、平成15年に建物が、平成23年には、当時の設計図が保存された「彩色設計図集」が、それぞれ国の「登録有形文化財」に登録されている。

自然、文化及び歴史が揃った隈の魅力情報を発信するため、協議会では、隈まちづくり活動の場として黎明館の利用促進を図るとともに、地域の活性化を目指した運営にあたっている。

近年の施設利用状況を見ると、開館当初より常設されていた「ひた押し花美術館」の退館やコロナ禍の影響を受け、施設の利用者数は大幅に減少していたが、令和4年度は前年度より約300人増加の582人となり、少しずつ以前の活気を取り戻している。

また、冬季限定のイルミネーションの装飾や協議会が主催するワークショップなどのイベント活動の場として利用され、新たな利活用の模索と隈地区の賑わい創出に向けた取り組みにより、更なる地域の活性化に期待するところである。

なお、現地で施設管理状況を確認したところ、清掃や整理整頓が行き届いており、日常の適切な管理の状況が伺われた。

(8) 監査結果による意見

①指定管理の危機管理対応について

隈まちづくりセンターの管理運営に関しては、隈まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例、管理に関する基本協定書及び管理業務仕様書に基づき行われている。

管理業務の執行状況を確認したところ、隈まちづくりセンター管理業務仕様書にある災害時の対応について、訓練の実施及び報告がなされていなかった。

基本協定書及び仕様書は、施設の適正な管理運営のために必要なことを定め、双方が確認している重要なものである。コロナ禍で通常運営ができない状況であったことは考えるが、指定管理を委託するうえでの必要な業務については、所管課にて把握し指導を行われたい。